

資料2 自然再生基本方針見直し論点に関する資料

自然再生推進法・自然再生基本方針構成

基本方針見直しに関する主な論点

基本方針見直し論点に関する検討事項

自然再生推進法（平成十四年法律第四百四十八号）

（目的）

第一条

（定義）

第二条

（基本理念）

第三条

（国及び地方公共団体の責務）

第四条

（実施者の責務）

第五条

（他の公益との調整）

第六条

（自然再生基本方針）

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- 五 その他自然再生の推進に関する重要事項

（自然再生協議会）

第八条

（自然再生事業実施計画）

第九条

（維持管理に関する協定）

第十条

（実施者の相談に応じる体制の整備）

第十一条

（自然再生事業の実施についての配慮）

第十二条

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条

(財政上の措置等)

第十五条

(自然再生に関するその他の措置)

第十六条

(自然再生推進会議)

第十七条

(主務大臣等)

第十八条

附 則

(施行期日)

1

(自然再生事業に係る配慮)

2

(検討)

3

自然再生推進法施行規則（平成十五年農林水産省、国土交通省、環境省令第一号）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、自然再生推進法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（自然再生事業実施計画等の写しの送付）

第二条 法第九条第五項の規定による自然再生事業実施計画の写し及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写しの送付は、次に掲げる事項を記載した書類を添付して行うものとする。

- 一 実施者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
- 二 当該自然再生事業に係る自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名
- 三 当該自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

（報告）

第三条 主務大臣は、法第十四条の規定により、法の施行のために必要な限度において、文書により、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

自然再生基本方針構成

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向
 - (1) わが国の自然環境を取り巻く状況
 - (2) 自然再生の方向性
 - ア 自然再生事業の対象
 - イ 地域の多様な主体の参加と連携
 - ウ 科学的知見に基づく実施
 - エ 順応的な進め方
 - オ 自然環境学習の推進
 - カ その他自然再生の実施に必要な事項

- 2 自然再生協議会に関する基本的事項
 - (1) 協議会の組織化
 - (2) 協議会の運営

- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - (1) 科学的な調査及びその評価の方法
 - (2) 全体構想の内容
 - (3) 実施計画の内容
 - (4) 情報の公開
 - (5) 全体構想及び実施計画の見直し

- 4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - (1) 自然環境学習プログラムの整備
 - (2) 人材の育成
 - (3) 情報の共有

- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - (1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議
 - (2) 調査研究の推進
 - (3) 情報の収集と提供
 - (4) 普及啓発
 - (5) 広域的な連携

自然再生基本方針見直しに関する主な論点
(法施行後5年の経過を受けた検討結果より抽出)

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向（自然再生の方向性等）
 - ①地域特性を重視すること
 - ②残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を一つ一つ取り除くこと
 - ③流域的視点に基づく取組の重要性
 - ④地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすること
 - ⑤持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定すること
 - ⑥「科学的知見」を分かりやすい内容とすること
 - ⑦社会科学的要因を踏まえた自然環境の劣化要因の検討
 - ⑧人工エネルギー利用の可否
 - ⑨自然環境学習における学校教育への支援
 - ⑩二次的自然の維持管理は保全・再生に含まれること
 - ⑪自然再生における資源の循環利用のあり方
 - ⑫自然再生は地域社会の活性化につながるものとする

- 2 自然再生協議会に関する基本的事項
 - ⑬呼びかけ人としてNPOでも発意可能なことの明確化
 - ⑭協議会組織時の届け出

- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - ⑮全体構想作成時の送付
 - ⑯役割分担の明確化
 - ⑰再生対象区域と周辺区域との協働
 - ⑱実施計画には順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要なこと

- 4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - ⑲自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められること
 - ⑳全国的、広域的視点に基づく自然再生の推進

自然再生基本方針

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。

また、自然に対する人為の働きかけによって維持されてきた里地里山等における二次的な自然環境の質も、生活・生産様式の変化、人口の減少など、社会経済の変化に伴い、その働きかけが縮小撤退することにより変化してきました。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す②自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

わが国は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受

けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえる①とともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながり④や流域単位の視点などの広域性③を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえ、自然再生の視点として、次の3つを掲げます。

- ①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- ②地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
- ③複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の3つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体（以下「NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにする⑥⑦など、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定める⑤が必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法⑤⑧を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画などが必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図る⑩ことも重要です。

カ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきた⑩⑪⑫ことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進める⑩⑪⑫ことが重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に

参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うこととなりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する⑬⑭旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保護上又は個人情報保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法

や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成^⑮することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担^⑯、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事

業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

イ 自然再生事業の対象となる区域⑰及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。

ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施⑰並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載⑱することとし、その内容については、協議会において協議すること。

エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じて自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に

学ぶ場とすることは有意義であることから、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3) 情報の共有

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

(2) 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努める⑱こと。

(3) 情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、

地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携^⑩

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく自然再生基本方針の見直し検討事項について（平成20年3月27日自然再生推進会議資料2抜粋）

○「必要な措置（案）」

1. 自然再生の方向性に関する事項（自然再生基本方針1(2)）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○地域特性を重視すること （自然再生基本方針の見直しにあたり地域特性が薄れることがないよう配慮すべき）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し（留意事項） 地域特性について、自然再生基本方針では「地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえること」としており、既に配慮しているところである。 左記の現状課題は、<u>自然再生基本方針の見直しに当たって、全国画一的な自然再生を推進する内容となり、地域特性が薄れることのないよう配慮する必要がある</u>というものである。 このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>法第3条第3項（基本理念） 自然再生は、<u>地域における自然環境の特性</u>、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。</p>	<p>1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、<u>地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえる</u>とともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。</p>
<p>○自然再生は<u>地域産業との関連づけ</u>が重要 （自然再生は地域レベルで産業と関連づける必要があり、これにより地域社会の活性化につながる）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生は、地域レベルで産業と関連づけることにより、地域社会の活性化につながる。このため、自然再生基本方針が示す「社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められること」に関し、<u>地域社会の活性化につながるものとすることの重要性について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</u></p> <p><参考；取組実績（自然再生の目標（自然再生全体構想より））></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上サロベツ自然再生協議会 <u>農業の振興</u>（泥炭地の特性を考慮しつつ農地や排水路の再整備を行い、<u>湿原と共生する酪農地帯</u>としての農業の振興を目指す。） <u>地域づくり</u>（湿原を中心とした地域を学び体験する場所として活用し、エコツーリズムと地域農業を活かした特産品の開発や、ルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図る。） ・竹ヶ島海中公園自然再生協議会 <u>海中公園と共生する地域漁業</u>の活性化 ・阿蘇草原再生協議会 <u>牧野利用と多様な形での維持管理</u>の促進（草原の荒廃や放棄地を減らすことを目標に、牧野の維持管理を継続していくための仕組みづくりを進める。） ・石西礁湖自然再生協議会 <u>持続可能な利用</u>（漁業、観光、海上交通等による適切な利用のあり方を検討し、サンゴ礁生態系との共存を図る。） 		<p>1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの<u>社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められること</u>が必要だ。</p>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○<u>流域的視点に基づく取組</u>とすること （上下流、海域への自然的・社会的つながりが想定される場合においても、当該地域の劣化した自然環境のみを自然再生の対象区域としている事例がある。）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生の対象区域については、<u>流域的視点に基づく取組が重要であること</u>を、自然再生基本方針において記載するよう検討する。</p> <p><参考；取組実績（自然再生の対象区域（自然再生全体構想より））> ・釧路湿原自然再生協議会 釧路湿原及びその流域</p> <p>・竹ヶ島海中公園自然再生協議会 竹ヶ島海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、宍喰川及び野根川の<u>3水系の河川流域</u>とその周辺地域</p>		<p>1(2)（自然再生の方向性） さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、<u>周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮</u>する必要があります。</p> <p>3(2)ウ（全体構想の内容） 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、<u>地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として</u>、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。</p>
<p>○<u>維持管理に関する自然再生事業実施計画の作成が進んでいない</u> （特に二次的自然の維持管理の位置付けが不明確）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生基本方針において、自然再生事業には保全、再生、創出及び維持管理を含むものとしている。</p> <p>また、自然再生基本方針でいう維持管理は「再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為」、または「事業後の維持管理」としており、このことから基本的に事業実施後の維持管理を指している。</p> <p>しかしながら、<u>二次的自然の維持管理については、維持管理の行為を止めることで環境劣化につながるものであることから、保全・再生に含まれるものといえる。</u></p> <p>このため、「二次的自然の維持管理」は、保全・再生に関する事項であり、自然再生事業として自然再生事業実施計画を作成することが望ましいものであることを、自然再生基本方針において明確化することが考えられる。</p> <p>今後、自然再生基本方針の見直しの必要性も含め、その取り扱いを検討する。</p> <p><参考；取組実績（二次的自然の維持管理（事業実施計画より））> ・神於山保全活用推進協議会 実施計画において、荒廃した里山における森林再生や住民参加等による里山の管理手法・システムについての実証を踏まえた地域の森林整備・里山再生の手法を明記。</p> <p>・檜原湿原地区自然再生協議会 実施計画において、湿地全域及びその周辺、中の島及び湿地隣接森林、水深制御、木道等について、事業実施中及び事業完了後における維持管理体制、点検項目・方法を明記。また、モニタリング項目・手法についても記載。</p>		<p>1(2)ア（自然再生事業の対象） このような自然再生事業には、（中略）、<u>再生された自然環境</u>の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。</p> <p>1(2)イ（地域の多様な主体の参加と連携） 自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、<u>実施後の維持管理</u>に至るまで（中略）多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。</p>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○「科学的知見」を分かりやすい内容とすること	○自然再生基本方針の見直し 科学的知見とは、一般的に科学や学術の中で把握できる知識や理解であり、客観性を確保するためのもので、経験知など日常で把握できる知識とは異なる。 しかしながら、 自然再生に関する科学的知見は、幅広く捉えられている。 このため、自然再生における科学的知見を平易な内容とすることの可否について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。 また、協議会において、必要に応じ自然再生に関わる専門家が「科学的知見」に関する説明をすることも、この理解促進に向けた有効な手段と考えられる。	法第3条第3項（基本理念） 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。	1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） 自然再生事業は、 科学的知見に基づいて実施 するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、（中略）自然と調和したきめ細かで丁寧な手法についても、 地域における経験と実績に基づく知見の把握 に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。
○ 社会科学的要因を踏まえ た自然環境の劣化要因の検討 （自然科学的な要因だけではなく、乱獲による影響など社会科学的な要因も考慮して考えるべき。）	○自然再生基本方針の見直し 社会科学的要因により自然環境が損なわれることについて、自然再生基本方針では既に「自然を取り巻く状況をよく踏まえる」とする歴史的観点を重視しており、さらに「自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにすることが必要」ともしている。 また、ここでいう「科学」とは、 自然科学や人文・社会科学を広く含むものとなっている。 このため、「社会科学的要因を踏まえた検討の必要性」に関し、自然再生基本方針でさらに明確化することの可否について、今後自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。		1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や 社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況 をよく踏まえるとともに、（略）。 1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） 自然再生事業は、 科学的知見に基づいて実施 するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、 自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにする など、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。
○自然再生における 人工エネルギー利用 の可否（揚水など）	○自然再生基本方針の見直し 自然再生における人工エネルギーの利用については、緊急避難的な対応により、これが必要な場合も想定されることから、 一律に排除することは好ましくないものと考えられる。 このため、自然再生基本方針において、「人工エネルギー利用の可否」を明確化することの可否も含め、その内容を検討する。		1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） この場合自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず 自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討 すべきです。
○自然再生事業実施計画において 順応的管理を実施していく上での方針 を記す事例が少ないこと	○自然再生基本方針の見直し 順応的な進め方については、既に自然再生基本方針に示すとおりである。 この中で、自然再生事業実施計画においては、最終的な目標の他に当面の目標を示し、当面の目標をモニタリング結果に基づき評価し、その結果により 順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要である。 このため、自然再生基本方針において具体的に順応的な管理が可能となるような自然再生事業実施計画とすることの必要性について、これを明確化することの可否も含め、その内容を検討する。 <参考；取組実績（順応的管理（事業実施計画より））> 8つの実施計画において、「順応的管理の実施」についての記載があり、モニタリング結果に応じて計画を見直す手法等を定めている。	法第9条第2項第4号（自然再生事業実施計画） 2項）自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。 4号） その他自然再生事業の実施に関し必要な事項	1(2)エ（順応的な進め方） 自然再生事業は、（中略）事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる 順応的な方法により実施することが必要 です。

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○草原再生における循環型社会の構築 （資源の循環利用（草のバイオマス利用））</p> <p>○草原再生における循環型農業への国の支援 （草原環境を公共財として国民が支えることが必要）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生における「資源の循環利用」のあり方について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</p>		<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。</p>

2. 協議会の組織化及び運営に関する事項（自然再生基本方針2）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>(1) 組織化に関する事項</p> <p>○呼びかけ人の要件 （NPO でも発意可能であることの明確化）</p>	<p>○自然再生推進法の枠組みに関する普及啓発活動の推進 自然再生推進法は、自然再生事業を実施しようとする者（実施者）であれば、誰でも呼びかけが可能な仕組みとなっている。 このため、引き続き自然再生推進法の枠組みに関する普及啓発活動を推進する。</p>	<p>第 8 条第 1 項（自然再生協議会） 実施者は、（中略）自然再生協議会を組織するものとする。</p>	<p>2(1)ア（協議会の組織化） 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。</p>
<p>○自然再生協議会となる基準が不明確</p>	<p>○組織化時の届出 自然再生協議会の組織化時における届出（主務大臣宛）の要否について検討する。</p>		

3. 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する事項（自然再生基本方針3）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○自然再生全体構想を作成した場合の送付</p>	<p>○自然再生全体構想の送付 自然再生全体構想を作成した場合の送付（主務大臣宛）の要否について検討する。</p>	<p>法第 8 条第 2 項第 1 号（自然再生協議会） 2 項）協議会は、次の事務を行うものとする。 1 号）自然再生全体構想を作成する。</p>	

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○再生対象区域と <u>周辺区域との協働</u> の明確化 (水循環などに関する周辺地域との協働)	○自然再生基本方針の見直し 例えば、水循環の再生に関し、地域における地下水位低下を防ぐ対策が必要な場合に、再生対象区域とその周辺地域との協働が必要となり、この中で周辺地域の取組を自然再生推進法の枠組みでどこまで推進することが可能であるかが明確でないという課題がある。 一方、協働が必要となる区域については、当初より自然再生の対象区域とすることが望ましいともいえる。 このため、 <u>協働が必要となる区域における再生対象区域の取り扱いについて、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</u>	法第 8 条第 3 項第 1 号（自然再生協議会） 3 項）自然再生全体構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。 1 号) <u>自然再生の対象となる区域</u>	3(2)ウ（全体構想の内容）全体構想においては、 <u>自然再生の対象となる区域（略）について（略）設定する（略）。</u> 3(3)ウ（実施計画の内容）実施計画には、 <u>自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施</u> 並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。
○自然再生全体構想の役割分担における <u>主体の明確化</u>	○自然再生基本方針の見直し 自然再生全体構想の中で、自然再生協議会構成員の役割分担が明確にされているところであるが、この中で各役割を主体的に担う者を明確に示していない場合が多い。 このため、 <u>各役割を主体的に担う者の明確化の要否について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</u>	法第 8 条第 3 項第 3 号（自然再生協議会） 3 項）自然再生全体構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。 3 号) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその <u>役割分担</u>	3(2)ウ（全体構想の内容）全体構想においては、（中略）協議会に参加する者による <u>役割分担を定めること。</u>

4. 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する事項（自然再生基本方針 4）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○環境学習に対する <u>文部科学省の取組</u> への期待 (<u>学校連携</u> への積極的支援)	○必要な措置（文部科学省と連携した自然環境学習の推進） 自然環境学習には、 ・全体構想の対象区域において、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について理解を促進するための学習、 ・個々の実施計画において実施者が当該再生事業地を自然環境学習の場として活用するよう配慮するための学習 があり、両者が相まって自然環境学習を推進している。 この中で、 <u>文部科学省においては、</u> <u>①教育基本法及び学校教育法等における環境教育の位置付けの明確化</u> <u>②環境教育推進に関する具体的取組</u> により、 <u>環境教育や環境学習の機会を充実し、環境に対する豊かな感受性と熱意、見識を持つ「人づくり」に取り組んでおり、引き続きこれを推進する。</u>		4 自然再生に関して行われる <u>自然環境学習の推進に関する基本的事項</u> （文部科学省の取組等について新規追加）

自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく自然再生基本方針の見直し検討事項について（平成20年3月27日自然再生推進会議資料3抜粋）

○うち第三次生物多様性国家戦略に関する「必要な措置(案)」

1. 自然再生の着実な実施

①自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置(案)	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに<u>自然再生事業を着実に実施すること。</u></p> <p>○自然再生の取組をより効果的に促進するため、全国における自然再生の実践事例を通じて<u>技術的知見の集積を進めること。</u></p>	<p>○自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、<u>自然再生に係る技術的知見を蓄積する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p><u>自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要である。</u></p>		<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、<u>調査研究の推進と科学的技術の振興を図るとともに、</u>（略）。</p> <p>5(2)（調査研究の推進） 国及び地方公共団体は、（中略）<u>自然再生に関する技術の研究開発に努めること。</u></p>
	<p>○<u>引き続き自然再生事業を着実に推進する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p>① <u>自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要である。</u></p> <p>この中で、自然の復元力や持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要である。その際、自然の変動や攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切である。さらに、自然再生は持続可能性の考慮を原則とし、その中で二次的自然は特に人とのかかわりを重視することが必要である。</p> <p><参考；取組実績（短中長期目標（自然再生全体構想より））> 神於山、檜原湿原、蒲生干潟、森吉山麓高原、石西礮湖の各協議会において、全体構想に短中長期目標や計画が記載されている。</p> <p>・神於山保全活用推進協議会</p> <p>○当面の目標（10年）：竹林の適正な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹林の拡大防止（現状維持） ・竹林の適切な管理（ha 当たり 6,000 本以下の密度管理） <p>○長期的目標（100年）：里山の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然植生の保全と回復 ・活力ある森の再生 ・市民が親しめる自然の再生 	<p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p>① <u>自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要である。</u></p> <p>この中で、自然の復元力や持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要である。その際、自然の変動や攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切である。さらに、自然再生は持続可能性の考慮を原則とし、その中で二次的自然は特に人とのかかわりを重視することが必要である。</p>	<p>3(2)ウ（全体構想の内容） 自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、<u>できる限り具体的に設定するとともに、</u>（略）。</p>
				<p>1(2)（自然再生の方向性） <u>生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す</u>自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。</p> <p>1(2)（自然再生の方向性） 自然再生の視点として、①過去の社会経済活動等により<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、</u>（略）。</p> <p>1(2)ア（自然再生事業の対象） 自然再生事業は、過去に行われた事業や人間活動等によって<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として</u>行われるものです。</p>

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
		<p>② 残された自然の<u>保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要である。</u></p> <p>このため、当面の局所的な絶滅を防ぐなど、短期的で対症療法的な対策を進める一方で、劣化要因とその複合作用の把握を踏まえた根本的な対策を検討、実施することが必要である。</p>		

2. 自然再生の新たな取組の推進

①全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○国土の自然環境のあり方に関する<u>長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに、関係省庁の施策の連携により自然再生を計画的に実施していくための仕組みづくりが重要となる。</u></p>	<p>○<u>全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進める。</u>（環境省、農水省、国交省）</p> <p>○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、<u>自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進める。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p>生物多様性総合評価など全国的な生態系の状況を分析し、生態系の分断や劣化の状況とその要因を考慮して、<u>全国的、広域的な視点から自然再生の優先度の高い地域を対象とした取組が推進されること</u>が必要である。さらに、自然再生事業実施計画においては、事業区域に対し「周辺地域との自然環境との関係」及び「保全上の意義及び効果」を記載することとしている。このため、<u>地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることが必要である。</u></p> <p>○自然再生の必要性が高い地域を抽出し、その取組を推進していくことが可能となるよう、自然再生に関する基礎的な情報の収集整備のあり方、及び自然環境の状態等を把握する手法等を整理し、<u>広域的視点に基づく自然再生の推進に資する具体的手法を検討する。</u></p> <p>具体的には、生物多様性総合評価の検討状況をみつつ、進めることとする。</p> <p>この中で、<u>特にラムサール条約湿地など</u>は国際的にも重要な地域で、登録時の自然環境データの蓄積があり、かつ地域住民の保全・再生への熱意が高いと判断されるため、優先的に自然再生を検討する地域のひとつにあげられる。</p> <p>これらを踏まえ、自然再生の必要性が高い地域に関する検討を行う。</p>	<p>法第9条第2項第3号</p> <p>2項) 自然再生の事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。</p> <p>3号) 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果</p>	<p>3（自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項） 実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の事前環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。</p>